

同族会社の留保金額に対する税額の計算等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表三(一) 平十七・四・一以後終了事業年度分

前期末の自己資本比率の計算

前期末の総資産の額	1	円	前期末の自己資本の額 〔(2)+(前期末資本積立金額等)+(前期末利益積立金額等) +(前期末同族株主借入金等の額)〕	3	円
前期末の資本の金額又は出資金額	2		前期末の自己資本比率 $\frac{(3)}{(1)}$	4	

課税留保金額の計算

当期留保金額の計算	留保所得金額 (別表四「38の②」)	5	円	所得金額総計 (別表四「30の①」)	17	円			
	法人税額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「44」)	6			受取配当等の益金不算入額 (別表八「12」又は「24」から令第139条の8の配当等の額に係る金額を除いた金額)	18			
	住民税額の計算	住民税額の計算の基礎となる法人税額 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「43」-別表六(一)「23の計」-別表六(A)「9」-別表六(B)「19」-別表六(中)「28」-別表六(十三)「27」-別表六(十四)「20」-別表六(十七)「28」-別表六(十八)「30」-別表六(十九)「9」)	7			法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。)(別表四「16」及び益金算入附帯税(利子税を除く。)の受取額)	19		
		住民税額 (7)×20.7%	8			新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十二)「42」)	20		
	当期留保金額 (5)-(6)-(8)	9			沖繩の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「12」)	21			
	積立金基準額の計算	期末資本の金額又は出資金額	10			収用等の場合等の所得の特別控除額(別表十五(五)「18」、「33」、「38」及び「43」)	22		
		同上の25%相当額	11			肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十六)「22」)	23		
		期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	12			特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額	24		
		期中増減	適格合併等により増加した利益積立金額		13		課税済留保金額の損金算入額 (別表十七(二)「32」)	25	
			適格分割型分割等により減少した利益積立金額		14		課税対象留保金額の益金算入額 (別表十七(二)「40」)	26	
		期末利益積立金額 (12)+(13)-(14)	15			所得等の金額 (17)+(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)-(26)	27		
	積立金基準額 (11)-(15)	16			所得基準額 (27)×35%	28			
					定額基準額 $1,500万円 \times \frac{1}{12}$	29			
					留保控除額 (16),(28)と(29)のうち多い金額)	30			
					課税留保金額 (9)-(30)	31	000		

留保金額に対する税額の計算

課税留保金額			税額		
年3,000万円相当額以下の金額 (31)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	32	円 000	(32)の10%相当額	36	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額((31)-(32)又は(1億円× $\frac{1}{12}$)-(32))のいずれか少ない金額	33	000	(33)の15%相当額	37	
年1億円相当額を超える金額 (31)-(32)-(33)	34	000	(34)の20%相当額	38	
計 (31) (32)+(33)+(34)	35	000	計 (36)+(37)+(38)	39	

御注意

1 租税特別措置法第68条の2第1項第3号に掲げる同族会社(当期末における資本又は出資の金額が1億円以下の同族会社で「4」欄が0.5以下となる法人をいいます。)が、同項の規定の適用を受ける場合には、「1」～「4」欄の各欄を記載(この場合、「5」欄以下の各欄を記載する必要はありません。)(の上、この明細書を確定申告書に添付してください。また、当該同族会社以外の同族会社は、「1」～「4」欄の各欄を記載せず、「5」欄以下の各欄を記載し、その金額に千円未満の端数を記載します。また、「33」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、「16」欄には、「15」欄がマイナスであるときは、「11」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。また、「33」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「31」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。